

仙台市社会的養育推進計画（見直し中間案）《概要版》

（令和2年度～11年度）

第1章 仙台市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

【計画の概要】

- ・本市では令和2年3月に仙台市社会的養育推進計画を策定し、里親・ファミリーホームへの委託の推進をはじめとした取組を進めてきました。
- ・令和4年の児童福祉法改正等を受け、国から新たな都道府県社会的養育推進計画の策定要領が示され、既存の計画を全面的に見直すことが求められました。
- ・本市の社会的養育推進計画の前期計画期間が終了することから、中間見直しを行い、後期期間の計画を策定します。

【計画の記載項目・計画期間】

- ・国の策定要領に基づき「前期計画の達成見込み・要因分析等」「資源等に関する地域の現状」「資源の整備・取組方針等」の3点を記載し、数値目標を設定し、毎年度自己点検・評価を実施します。
- ・計画期間は令和2年度～令和11年度の10年間です。

第2章 仙台市における社会的養育の状況

- ・本市の児童虐待相談件数は増加傾向にあり、一時保護の実人数も概ね増加傾向にあります。一時保護の後の行き先について、近年、施設等の代替養育よりも家庭復帰となるケースの割合が高くなっています。
- ・登録里親数、ファミリーホーム数は増加傾向にあり、里親等委託率も上昇傾向にあります。
- ・社会的養育推進計画の見直しにあたり、児童養護施設及びファミリーホームで代替養育を受けているこどもの一部にアンケート調査を実施しました。

第3章 当事者であるこどもの権利擁護の取組

【前期計画の達成見込み、課題】

- ・こどもの意見表明権を保障する仕組みについて、令和6年度現在、市内の児童養護施設4施設及び児童相談所の一時保護所にアドボケイトの派遣（意見表明等支援事業）を実施しています。
- ・令和5年度に仙台市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に「子ども権利擁護部会」を設置し、こどもの権利擁護の体制を整備しています。
- ・里親家庭やファミリーホームへのアドボケイトの派遣は実施できていないため、実施に向けた体制整備が求められています。

【今後の取組方針】

- ・必要に応じて意見表明等支援事業を利用できるよう、こどもや児童養護施設等の職員に対し更なる理解促進を図ります。
- ・里親やファミリーホームに委託されているこどもへの意見表明等支援事業の拡充に向け必要な対応を行います。

【主な整備目標】 意見表明等支援事業を利用可能なこどもの割合 R6:50.2% → R11:100%

第4章 こども家庭支援体制の構築等に向けた本市の取組

【前期計画の達成見込み、課題】

- ・養育上の問題を抱える子育て世帯への総合的な支援を実施するため、令和2年4月から各区の家庭健康課と保育給付課、宮城総合支所の保健福祉課を「子ども家庭応援センター」として運用しています。
- ・令和6年度から子育て短期支援事業（子育て支援ショートステイ）を拡充し、里親等への委託を開始しました。
- ・令和4年改正児童福祉法において「こども家庭センター」の設置に努めることが必要とされていますが、令和6年度現在、未設置となっています。

【今後の取組方針】

- ・「こども家庭センター」の設置を検討しています。
- ・里親・ファミリーホームへの委託を進めることで、子育て短期支援事業の受け皿の確保を図ります。また、児童養護施設等への専従人員の配置を検討します。

【主な整備目標】 子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム等 R6:20 か所 → R11:50 か所

第5章 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

【前期計画の達成見込み、課題】

- ・経済的課題を抱える妊婦の助産制度を担う助産施設を3か所確保しています。
- ・乳児院や母子生活支援施設等を活用して妊産婦等生活援助事業を実施するなど、特定妊婦等への支援の検討が必要です。

【今後の取組方針】

- ・事業実施に必要な居室を確保するなど、施設と調整の上、妊産婦等生活援助事業の開始を検討します。

【主な整備目標】 助産施設の設置数 R6:3か所 → R11:3か所を継続

第6章 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

- ・令和6年度以降、過去の増加率等を勘案し、児童人口に対する代替養育児童数の割合が年 0.0015% ずつ増えていくとした場合の見込みは次のとおりです。

(単位:人)

年度		H20	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
児童人口		167,585	163,188	159,866	158,302	155,881	153,740	151,673	150,592	147,815	144,632	141,056	137,410	133,564
合計		202	249	238	245	212	213	217	217	216	213	210	206	203
内 訳	0～2 歳	—	33	23	27	20	19	22	21	19	18	16	15	13
	3 歳～ 就学前	—	40	54	47	35	42	31	30	30	29	28	26	25
	学童期 以降	—	176	161	171	157	152	164	166	167	166	166	165	165
児童人口における代替養育を必要とするこどもの割合		0.121 %	0.153 %	0.149 %	0.155 %	0.136 %	0.139 %	0.143 %	0.144 %	0.146 %	0.147 %	0.149 %	0.150 %	0.152 %

第7章 一時保護改革に向けた取組

【前期計画の達成見込み、課題】

- ・令和6年度に一時保護所の定員を20名から30名に増員し、幼児を除き1部屋につき1人の体制としました。
- ・令和2年5月から市内の児童養護施設1か所に一時保護専用施設を設置しています。
- ・一時保護されているこどもの最善の利益を守るため、一時保護所の第三者評価の実施が求められています。

【今後の取組方針】

- ・一時保護所職員に対する研修の受講や定期的な一時保護所の第三者評価の実施を通じて、一時保護所内での養育の質の向上を図ります。

【主な整備目標】 第三者評価を実施している一時保護所数 R6:1施設 → R11:1施設(定期的な実施を継続)

第8章 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

【前期計画の達成見込み、課題】

- ・長期的に実親の養育が見込めないこどもなどについて、特別養子縁組等によるパーマネンシー保障を検討する必要がある、ケースの状況に応じた検討・支援を行っています。
- ・保護者による養育が困難な乳幼児等の特別養子縁組を見据えた里親等委託を進めるため、児童相談所において令和2年度に体制整備を実施しました。
- ・施設等と比較して、より家庭的な環境での養育となる里親等委託は、実親の理解を得にくい状況にあります。

【今後の取組方針】

- ・こどもにとって永続的に安定した養育環境で養育されるよう、児童相談所内の報告会・援助方針会議での方針決定の体制を継続します。
- ・里親支援センターと連携し、マッチングから養子縁組成立後の養育支援まで幅広い支援を実施します。

【主な整備目標】 親子再統合支援事業(宿泊型やグループ療法)実施件数 R6:0件 → R11:6件

第9章 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

【前期計画の達成見込み、課題】

- ・令和5年度における里親等委託率(全体)の目標 36.7%に対し、実績は 41.9%で目標達成しています。
- ・社会的養護を必要とするこどもの受入先の確保及び更なる里親等委託率の向上のため、里親の新規登録や未委託となっている里親への委託の検討が必要です。
- ・里親等委託率の向上に伴い、里親と里子の不調による委託解除が増加することも考えられるため、不調の未然防止を目的とした継続的な支援が必要です。

【今後の取組方針】

- ・国が示す目標値の達成も踏まえ、里親やファミリーホームでの養育が望ましいこどもの数の見込み及び里親等委託率の目標を次のとおり設定します。

(単位:人)

年度	R5			R6			R7			R8		
	代替 養育 児童 数	うち 里親 等委 託数	里親 等委 託率	代替 養育 児童 数 見込	うち 里親 等委 託数 見込	里親 等委 託率 見込	代替 養育 児童 数 見込	うち 里親 等委 託数 見込	里親 等委 託率 見込	代替 養育 児童 数 見込	うち 里親 等委 託数 見込	里親 等委 託率 見込
0～2 歳	22	7	31.8%	21	7	33.3%	19	7	36.8%	18	7	38.9%
3 歳～就学前	31	11	35.5%	30	12	40.0%	30	13	43.3%	29	14	48.3%
学童期以降	164	73	44.5%	166	77	46.4%	167	80	47.9%	166	83	50.0%
全体	217	91	41.9%	217	96	44.2%	216	100	46.3%	213	104	48.8%

年度	R9			R10			R11			国 目標値 ※R11 まで
	代替 養育 児童 数 見込	うち 里親 等委 託数 見込	里親 等委 託率 見込	代替 養育 児童 数 見込	うち 里親 等委 託数 見込	里親 等委 託率 見込	代替 養育 児童 数 見込	うち 里親 等委 託数 見込	里親 等委 託率 見込	
0～2 歳	16	7	43.8%	15	8	53.3%	13	10	76.9%	75.0%
3 歳～就学前	28	14	50.0%	26	16	61.5%	25	19	76.0%	75.0%
学童期以降	166	86	51.8%	165	86	52.1%	165	86	52.1%	50.0%
全体	210	107	51.0%	206	110	53.4%	203	115	56.7%	

里親等委託率＝

(里親・ファミリーホーム委託児童数)÷(児童養護施設・乳児院措置児童数＋里親・ファミリーホーム委託児童数)

第10章 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・令和6年度現在、地域小規模児童養護施設は市内に12か所設置されています。
- ・施設の中堅職員のスキルアップを目的とした基幹的職員研修を、コロナ禍は除き毎年度実施しています。
- ・里親等委託率の向上に伴い、ケアニーズの高いこども等への支援が中心となることから、施設における養育機能の強化が求められています。

【今後の取組方針】

- ・施設の高機能化・多機能化・機能転換の検討について、施設に対する地域のニーズ等も調査しながら、施設と協力して行います。

【主な整備目標】 養育機能強化のための事業(家族療法事業等)の実施施設数 R6:2か所 → R11:5か所

第11章 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

【前期計画の達成見込み、課題】

- ・令和6年度現在、仙台市内には2か所の児童自立生活援助事業所（Ⅰ型）（自立援助ホーム）があります。また、施設等を退所した後の相談先の一つとして社会的養護自立支援拠点を1か所設置しています。
- ・自立支援担当職員の配置について、令和6年度現在で6か所の施設に配置しています。
- ・児童自立生活援助事業の年齢制限等が撤廃されたことに伴い、支援対象となる者が増えるため、支援ニーズの把握及びニーズに即した支援体制の整備が求められています。

【今後の取組方針】

- ・社会的養護経験者等の支援ニーズを把握し、必要な自立支援の実施を図ります。また、措置解除後も継続的な支援を必要とする者が増えている現状を踏まえ、児童自立生活援助事業所の整備を進めます。

【主な整備目標】 児童自立生活援助事業（Ⅰ型）の実施箇所数 R6:2か所 → R11:4か所

第12章 児童相談所の強化等に向けた取組

【前期計画の達成見込み、課題】

- ・「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童福祉司・児童心理司の増員を実施しました。
- ・法的な対応等や医学的所見等が必要な事例については、それぞれ弁護士や医師の意見等を聴取しこどもの援助方針への反映などを行っています。
- ・引き続き「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づく職員配置が求められています。

【今後の取組方針】

- ・「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づいた配置基準等の充足を目指します。

【主な整備目標】 児童福祉司の配置数 R6:52名 → R11:58名

第13章 障害児入所施設における支援

- ・福祉型障害児入所施設について、仙台市内には「宮城県啓佑学園」があり、市内のこどもも入所していますが、宮城県が設置主体の施設となるため、地域の現状については、宮城県と調整の上記載しています。